さんぽ 鹿児島

SANPO KAGOSHIMA

第26号

2003年4月

労働福祉事業団
鹿児島産業保健推進センター

CONTENTS

巻頭言（京セラ(株)国分工場 産業医・労働衛生コンサルタント 河村　裕）…1

「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン」について…2・3

私の産業医活動について（尾辻岩井内科消化器科院長　尾辻章宣）……4

鹿児島県の事業所歯科健診について（竹内歯科クリニック院長　竹内　誠）…5

日本通運の産業保健活動（看護師　野崎 万里子）……6

衛生管理者からの通信（日本澱粉工業（株）杉山　清治）……7

エチレンオキシドによる労働災害事例 ……8

実地相談実施報告（呼吸用保護具の装着適性と粉じん濃度測定の実地指導）（産業保健基幹相談員　林和幸）…9

南薩地域産業保健センターの活動状況（コーディネーター　丸野　優）…10

地域産業保健センターをご利用下さい……11

行って来ました！　広島・長崎に（コーディネーター　森　ゆかり）…12

とぴっくす

その１　第2回コーディネーター会議開催 ……12

その２　「第10次労働災害防止計画」の概要……13

その３　じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部改正について…13

その４　第2回運営協議会開催 ……14

その５　久留一郎相談員に海上保安庁長官感謝状 ……14

その６　第4回産業保健相談員会議を開催 ……15

その７　分煙化推進に関するガイドラインを策定 ……15

鹿児島産業保健推進センターの専門相談員名簿　…16・17

平成14年度の産業保健研修・セミナー開催状況 ……18

当センターにおける研修・セミナーの予定……19

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のご案内……20

自発的健康診断受診支援助成金のご案内……20

「思うこと」・編集後記 ……（裏表紙）

「情報誌」に関するご意見、要望などがございましたら、当センターへお願いいたします。

TEL 099-223-8100　FAX 099-223-7100

●ホームページアドレス http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo46/

●E-Mail　sanpo46@mui.biglobe.ne.jp

本年４月から、『「さんぽ鹿児島」メール・レター』を毎月１回（原則）配信することになりました。
配信を希望される方は、送信先の電子メール・アドレスをお知らせ下さい。

表紙題字は、前所長　鮫島　耕一郎

表紙写真　◎唐カラ船まつり（坊津町泊）
紙兜に浴衣姿の男の子が、昔の交易船を型どった唐カラ船をひっぱり、無病息災を祈願する祭りです。
毎年５月上旬に行われます。

巻頭言

産業医活動のこれから

京セラ株式会社　鹿児島国分工場
産業医・労働衛生コンサルタント
河　村　　裕

昨今の厳しい経済状況は、産業保健活動においても様々な影響を与えています。企業内活動であるからには、予算、マンパワーなどが限られたなかで、いかに有効なものにするかのストラテジー（戦略）が年々重要になってきています。

健康保険の負担率の上昇が懸念されるなかで、すでに昨年から健康診断の再検査のために医療機関を受診することを手控えるような傾向があり、注意しているところです。

健康診断というシステム自体も、はたして現状のままでいいのかという議論はあります。おそらく、21世紀型の健康診断については様々な議論や試行錯誤が必要となるでしょう。

健康という基本的には個人の価値観が重きを占める状態を、いかにして保持・増進していくのか。行政面も含めて、時代と共に変化していく状況を先取りしながら対応していこうと考えています。

そのためにも啓蒙、健康教育が重要です。私も様々な健康教育、安全衛生教育を行ってきましたが、平成13年度から健康管理についての教育を大幅に変更しました。従来は、知識偏重型といいますか、講師が一方的に話して終了という方式でした。しかし、ある研究会で教育学の専門家からライフスキルの講習を受けたこと、また糖尿病の教育に行動科学的な手法を取り入れて実績をあげている事例を勉強したことから、グループワークを導入した方法をスタートしてみました。

医療従事者、特に医師はきちんとした教育方法を学ぶ機会がそれほど多くありません。私にしても医学部の教養課程で教育学の講義があり、実際に近辺の中学校で禁煙教育の実習もしましたが、やはり一方通行的な教育手法だったと、今になって思います。

行動支援を目的としたグループワークをしてみると、ユニークかつ実行可能な生活習慣改善の提案が、社員から続々出てきます。

例えば、喫煙の問題にしてもただ禁煙する、あるいは節煙するといった建て前的な意見はしないと事前に取り決めておきます。そうすると、「職場で喫煙しない人の輪のなかに入って、吸わないようにする」「実際に禁煙してみてこうだった」という発表があがってきます。それを踏まえてポイントとなる知識を、お互いに確認していきます。双方向性の教育は、実施する側からも刺激的です。ただし、従来から問題視されていること、つまり健康教育に参加を希望する人は、もともと健康に関心の高い人が多いというバイアス（偏り）については今後の検討課題だと思っています。

平成14年から「過重労働による健康障害防止のための総合対策」が策定され、専属、嘱託に限らず産業医の職務責任は増大しています。法律的には、いずれの産業医も区別はありません。責任上も同様です。

鹿児島産業保健推進センターの、積極的な活用も含めて、総合的かつ有効な産業医活動が求められている時代を迎えています。

「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン」について

鹿児島労働局労働基準部
安全衛生課

○ 趣旨

最近、住宅建材や家具などからホルムアルデヒドなどの化学物質が発散して室内の空気を汚染し、目、鼻、のどなどへの刺激、頭痛等の多様な症状が生じる、いわゆる「シックハウス症候群」が問題となっています。

ホルムアルデヒドは刺激臭の強い無色の化学物質で、殺菌作用があり防腐剤として用いられるほか、合板の接着剤の原料など幅広い用途に用いられている物質で、一般家庭だけでなく職域においても広く使用されていますので、厚生労働省では**「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン」**を策定して、ホルムアルデヒドの濃度の低減やホルムアルデヒドによる労働者の健康リスクの低減を図ることとしました。

○ ガイドラインの骨子

ガイドラインは、一般の事務所や工場と、ホルムアルデヒドやそれを発散させる製品を製造したり取り扱ったりする作業場（特定作業場といいます。）とに分けて、その事業者が講ずべき措置を次のように定めています。

1 一般の事務所や工場の場合

(1) 濃度の測定

職域において屋内空気中にホルムアルデヒド蒸気が発散しているおそれがある場合は、空気中のホルムアルデヒドの濃度を測定して下さい。

屋内空気中にホルムアルデヒド蒸気が発散しているおそれがある場合としては、以下のような場合があります。

① 目、鼻、のどなどへの刺激を感じる人がいる。
② ホルムアルデヒドの蒸気を発散すると考えられる建材、家具が多く使用されている。
③ 屋内の換気が不十分である。

測定は、室内の中央付近の床上50cm以上150cm以下の位置で、通常の作業時間中に、換気、扉、窓の開閉などについて通常の作業時の状態で行います。

測定方法には、ポンプなどを用いて空気を採取して、高速液体クロマトグラフで分析する方法がありますが、空気の採取時間や方法、採取した後の分析など専門的になりますので、詳細は最寄りの作業環境測定機関にお問い合わせ下さい。

(2) 濃度を減らすための措置

測定の結果、屋内空気中のホルムアルデヒドの濃度が0.08ppmを超える場合には、次に掲げる措置のうち、職場の実態に応じて、有効な措置を講じて下さい。

① 換気装置の設置又は増設
② 継続的な換気の励行
③ 発散源となっている合板、繊維板などの建材などの撤去又は交換
④ 発散源のコーティングなどの封じ込め措置又は有効な吸着剤の使用

2 特定作業場の場合

(1) 濃度の測定

特定作業場においては、ホルムアルデヒドの影響が大きいので測定方法などについて一般の事務所や工場の場合より詳細に定められています。これについても、最寄りの作業環境測定機関にお問い合わせ下さい。

(2) 濃度を減らすための措置

測定の結果、屋内空気中のホルムアルデヒドの濃度が0.25ppmを超える場合には、次に掲げる措置のうち、設備、作業の状況に応じて、有効な措置を講じて下さい。

① 刺激性、有害性の少ない代替物質への変更
② 設備の密閉化
③ 遠隔操作の導入
④ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置の設置
⑤ ホルムアルデヒドの発散しにくい使用条件への変更
⑥ ホルムアルデヒドへの労働者のばく露を低減させる作業工程又は作業方法への変更
⑦ 有効な吸着剤の使用

上記の措置を講じた後においても、なお0.25ppmを超える場合には、有効な呼吸用保護具、保護めがねなどを使用して下さい。

また、0.25ppmを超えない場合でも、作業の形態などに応じ、呼吸用保護具の使用、作業時間の短縮について配慮して下さい。

3 労働者がシックハウス症候群の症状を訴えた場合

シックハウス症候群に関連した症状を訴える労働者に対しては、産業医や専門医療機関の意見を聴いた上で、就業場所の変更などの必要な措置を講じて下さい。

ガイドラインに定められたホルムアルデヒドの測定、濃度低減のための措置、労働者がシックハウス症候群に関連した症状を訴えた場合の措置などについては、鹿児島産業保健推進センター、鹿児島労働局安全衛生課、又は最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

私の産業医活動について

認定産業医
尾辻　章宣
(医療法人清流会
尾辻岩井内科消化器科院長)

私が日医認定産業医になったのは、10数年前だったと思います。その後、数回更新を行なっています。取得当時は、今ほど産業医に対する認知度が無く、産業医自身も、事業所も手探り状態であったと思います。

1　産業医としての活動

以前、勤務していました病院では、S共済会館とスーパーTの2ヶ所の健康管理を主に行なっていました。

平成8年より、現在地に移り、現在、M建設会社とH工務店の産業医として、健康管理や保健指導を行なっています。職場での安全を期するため適宜指導も行なっています。

平成13年より、「小規模事業場産業保健活動支援による産業医共同選任事業」による産業医として3事業所の産業保健活動を実施しています。

また、平成13年より教職員の健康の保持増進及び安全の確保並びに職場環境の整備に努めるため、N中学校の「健康管理医」を委嘱されました。今年度は学校保健委員会（年2回)、衛生委員会（1回)、教職員の健康診断、健康相談や健康に関する講話「B型肝炎とC型肝炎について」も行ないました。

2　鹿児島地域産業保健センターの拡充委員として

労働者数50人未満の事業所では、労働安全衛生法上、産業医を選任する義務がないことや、従業員に対する健康指導や健康相談といった産業保健サービスを提供することが十分でないところも多いことから、平成8年に鹿児島地域産業保健センターが鹿児島市医師会に設置されました。事業内容は、健康相談窓口を鹿児島市医師会及び指定医療機関に設け、健康管理、生活習慣病の予防、職場の環境相談などを行なっています。その他、事業場訪問を行ない、健康管理や健康問題に関する相談を受けています。

現在、私自身、拡充委員会の委員として、センターの利用を呼びかけています。

私も、昨年8月にはセンターからの要請により、鹿児島森林管理署（43名）で、健康講話「熱中症について」と「たばこの害について」を行ないました。10月には2事業所（13名）へ職場訪問を行ない、健康管理や健康相談を行ないました。

3　今後の活動について

構造的な経済不況のなか、又、県内の事業所の殆どが従業員50人未満の小規模事業です。健診は行なわれていますが、その後のフォローが十分でありません。私自身、職場での安全保持や環境整備などへの取り組みが不十分ですが、今後は積極的に事業所訪問を行ない、また地域産業保健センターの利用を積極的に勧めていきたいと思います。

鹿児島県の事業所歯科健診について

鹿児島県歯科医師会
竹　内　　誠
(鹿児島市　竹内歯科クリニック院長)

産業歯科保健の現状

鹿児島県歯科医師会では事業所歯科健診を推進しています。平成14年度に事業所歯科健診を実施した事業所は、4事業所と鹿児島県市町村職員共済組合に加入している事業所で、合計1,792名の健診を実施しました。

平成10年度の3,453人をピークに減少傾向にありましたが、平成14年度より増加に転じています（表）。労働者の口腔の健康管理という意味ではとても重要な分野ですので、今後も推進していく必要があります。

事業所歯科健診の実際

健診を希望される事業所は、県歯科医師会口腔保健センターか、各郡市の歯科医師会へ申し込んでいただくと、担当者より連絡があり、日程や準備について打ち合わせがあります。そして実際の健診となります。健診後は保健指導も行います。また、保健指導用リーフレット等も準備しています。

健診結果につきましては、カラーのグラフ等を使用した、見やすくわかりやすい報告書を作成して事業所へお渡ししています。詳しくは、**県歯科医師会口腔保健センター**へお問い合わせください。

事業所歯科健診実施状況（過去5年分）　（単位:名）

事業所別	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
Y社	11				
ＳＴ社	117	107			
ＫＳ社	487			468	
ＳＳ社			791		
ＳＫ社		112			103
ＡＯ社		129			119
公益法人A	76	70	77	75	78
公務A	315	292	280	256	
ＫＧ社					
公益法人B	1701	1901	1350	752	1386
ＪＫ社	38				
公務B	708				
公益法人C		148	110	111	106
ＭＳ社		18			
ＮＷ社				9	
合　　計	3453	2777	2608	1671	1792

健康かごしま21

県民一人ひとりが健康で生き生きと生活できる「健やかな鹿児島」の創造を目指して健康の重点項目が決められました。それが「健康かごしま21」です。その中に「歯の健康」も項目の一つとして位置づけられています。

成人期の問題点として歯周病があります。40代以降、歯周病により抜歯される歯が急激に増加してきます。自覚症状がほとんどないため、働きざかりで歯周病の処置が手遅れになるケースも多く見られます。最近では歯周病といろいろな全身の病気との関連もわかってきています。

「口は、健康の入り口であり、健康の出口でもある」と言われています。事業所におかれましても、このような歯科健診を年1回は実施されることをお勧めします。

— 産業看護職からの報告 —

日本通運の産業保健活動

日本通運（株）鹿児島支店
看護師　野崎　万里子

○ はじめに

当支店は県内16ヶ所に点在する営業所・事業所で社員約600名（内女性２割）が日々、元気にペリカン便をはじめとする種々の運送業務等に従事しています。

関連会社まで含めると約50ヶ所にいたる800名の社員の健康管理を非常勤の産業医の下に保健師、看護師の２名で行っていますが、その活動の一端をご紹介します。

○ 健康診断活動

本社・健保組合の衛生管理方針の下、支店の安全衛生委員会にて年間の活動計画を立て、実行しています。

① 定期健康診断

６月を中心に県内の職場を巡回し、早朝の血液検査・心電図検査等を社員全員行い、若い社員も入社時よりのデータ管理ができ、生活習慣病の予防に大いに役立てています。

② 人間ドック

40、45、50、55才の社員を対象に毎年５月に実施しています。

③ 特定業務従事者健康診断

深夜業や重量物取扱従事者約70名を対象に、年２回の健康診断を実施しています。

④ 胃癌検診

40才以上（全社員の約50％）の対象者を中心に、健保・会社・本人が費用を1/3ずつ負担して鹿児島支店にて実施していますが、事業所が点在しているのと、透視検査の為仕事中に受診するのがむずかしく、毎年30名位と少人数です。

⑤ 大腸癌検診

胃癌検診と同様ですが、こちらは社員が検体２日分を各事業所にもってくるだけですので約200名が受けており、毎年４～５％の要精検者がでますが、大事には至りません。

○ 健康増進活動

① 日通体操

各職場の朝礼等にて事務・技能系毎に、腰痛予防体操とも言われる日通体操を毎日行い、腰痛予防を心がけています。仕事柄、腰痛に悩む人が皆無という訳にはいきませんが、休業者はほとんど見られないのが現状です。

② 歩け歩け大会・ウォークラリー

10月の労働衛生週間の行事の一環として３～５キロコースの半日ウォークラリーを約200名の参加者で実施、更に２ヶ月間「１日１万歩歩いて健康づくり！」のスローガンのもとに毎計70～80名が挑戦します。

「歩け歩け大会」参加者（H14.11.17 吉野公園）

③ かぜをひかない運動

12～２月のかぜの流行する時期に社員全員でうがい、手洗い等の予防に取り組み、今冬はインフルエンザにかかった人も少ないでした。

○ 巡回健康相談

働いている場所も仕事の内容もそれぞれに違い、ニーズも一人ひとり違います。そういう個別の健康に関する支援ができればと、一番力を入れているのが５０ヶ所の巡回健康相談です。血圧の測定値の話からメンタルに関することまで、一人ひとりの話しに耳を傾けます。時には、上司や産業医に相談することもありますが、現場に出向き、話しを聞くだけでもいいのかなーと、この頃特にそう思いながら県内を走り回っています。

衛生管理者からの通信

－我が社の安全衛生活動－

日本澱粉工業株式会社
総務部部長 杉山 清治

＜会社の概要＞

弊社は、本坊グループの澱粉製造工場として、1936年創業致しました。現在は岡山県以西の西日本で唯一の澱粉、糖化メーカーとなっております。糖化製品の他、春雨、葛きり、漬物の製造・販売も致しております。

常に全社員一丸となり、経営環境の変化や競争を前向きにとらえ、常に進化発展する企業でありたいと日々研鑽しております。

＜安全衛生管理活動＞

年度始めに「年間安全衛生・防火管理計画」を作成し、それを基に安全衛生・防火管理活動を行っています。

◇ 安全衛生管理の基本方針

安全衛生管理活動の推進により、快適な作業環境の形成、無事故・無災害の達成をその基本方針としています。

◇ 毎月の安全衛生・防火管理活動

1 「安全衛生防火委員会」を定期に開催し、各職場の活動報告や次月の活動計画についての報告が行われています。
2 安全衛生・防火管理担当者による職場安全衛生パトロールを行い、不安全状態、不安全行動等に対する改善指導を行っています。
3 産業医による職場巡回と健康指導等を実施しています。
4 エアロビクス・腰痛予防プログラム等によるフィットネスを始めとする健康づくり対策の推進に取り組んでいます。

◇ 年間活動

1 全国安全週間、全国労働安全週間などにあわせての啓蒙活動の実施
2 定期健康診断と深夜業従事者に対する健康診断の実施、有所見者に対する産業医の指導
3 普通救命講習の実施
4 スポーツクラブ（ＴＨＰ指導機関）による健康測定と測定結果をまとめた個人票の作成及び健康づくりに対する指導

＜衛生管理者として＞

私は、衛生管理者としてまだ２年目ですが、ゼロ災を目指して、定期的な職場巡回・安全パトロールを実施し、職場環境の改善に努めています。

－ 日本澱粉工業株式会社全景 －

＜おわりに＞

弊社は、平成14年10月、全国労働衛生週間において、鹿児島労働局長より努力賞を頂きました。これを機に、さらに安全衛生管理活動を推し進め、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。

エチレンオキシドによる労働災害事例

― ガス滅菌器取扱作業中に曝露 ―

鹿児島労働局安全衛生課
安全衛生第二係長　秋山芳徳

○ ガス滅菌作業

医療の現場においては、院内感染等を防止する観点から、滅菌作業の重要性が非常に高まっており、滅菌作業において、非常に強力で頼りになるのが「エチレンオキシド」ですが、この化学物質が特定化学物質等予防規則（以下「特化則」）における規制対象物質となりました。

一般的には、このエチレンオキシドは、ガス滅菌器等に二酸化炭素との混合ガスとして使われており、ＥＯガスとか、エチレンオキサイドなどとも呼ばれます。

今回の労働災害事例は、昨年12月に県内の医療機関でガス滅菌器を用いて作業を行っていた際に発生したものです。

○ 滅菌パックによる扉の隙間

この医療機関では、特化則で定める作業環境測定を実施していました。

測定結果は、エアレーション（「洗浄」とも言います）を行っていたにもかかわらず、残留ガス濃度が高いとのことでした。

そこでエアレーションの回数を増やしたところ、ガス滅菌に要する時間が長くなったことから、１回に滅菌する器具の量を増やさざるを得なくなりましたが、滅菌器の容量一杯に器具を詰め込んだ結果、器具を包んだ滅菌パック（半面が紙、半面がビニール製）が扉に挟まり易くなる状況をつくり出してしまいました。

しかし、このガス滅菌器では、滅菌パック１枚程度挟まったとしても、「ドア閉」のランプが点灯するなど、その異常を感知出来るセンサーがなく、また外部からも滅菌パックを挟んでいることを確認出来ませんでした。

○ エチレンオキシドの漏洩

このため、滅菌パックをガス滅菌器の扉で挟んだまま、通常の滅菌作業（全自動）が始まり、ガスが滅菌器内に入り、圧力がかかったため、エチレンオキシドが外部に漏れ出し、ガスに曝露された看護師等７名が、目、皮膚、粘膜に異常を訴えるという労働災害が発生したものです。

○ 同種災害の再発防止対策

本件の対策としては、ガス滅菌器自体の改良も考えられますが、これらの機械を扱う際は、滅菌パックが扉に挟まらないようにするなど作業方法の見直しが必要です。

各医療機関の皆様におかれましては、再度、使用している機械の性能の確認と滅菌作業方法の見直しなど、同種災害防止のための万全な対策を講じて頂く様お願いします。

○ 作業主任者の選任

平成15年５月１日よりエチレンオキシドを用いた滅菌作業については、「特定化学物質等作業主任者」を選任し、その指揮により滅菌作業を行う必要があります。

どこの医療機関でも使用しているガス滅菌器ですが……

実地相談実施報告

産業保健基幹相談員(労働衛生工学担当)
林　　和幸

その１　呼吸用保護具の装着適性の実地指導

ＫＴ清掃組合からの実地相談申込に基づき、2月17日に実地指導を行いました。

これは、焼却炉内作業でダイオキシン類による個人曝露防止のために、エアラインマスクを装着する場合に、その気密性、密着性が確保されていないと、ダイオキシン類に曝露されるおそれがあることから、その装着適性についての指導と気密性テストなどを現地で実施したものです。

当日は、炉内作業に入る前の作業者に、順次、リークテスト、フィットテストを行い、エアラインマスクの性能等を確認しました。

エアラインマスクのリークテストを受ける作業者

その２　事務所内粉じん濃度測定の実地指導

Ｋ事務所からの依頼に基づき、3月6日に事務所内粉じん濃度の測定手法等について実地指導を行いました。

これは、同事務所で毎年定期に粉じん濃度の測定を実施しているものの、粉じん濃度の値が基準値を上回っている（同じ測定器を使用した他の同様の事務所との測定結果を比較しても、高い数値になっている。）ことから、粉じん計の取扱方法等が正しく行われているか、粉じん計が正しく作動しているかどうかについての実地指導要請に基づき実施したものです。

当日は、同事務所の担当者2人に粉じん計の取扱方法と測定手法について実地指導を行いましたが、今回の測定結果に問題はありませんでした。

粉じん濃度測定器の取扱指導（左は、林相談員）

南薩地域産業保健センターの活動状況

南薩地域産業保健センター
コーディネーター　丸野　優

南薩地域産業保健センターは、平成９年６月に開設され業務を開始しました。

加世田・川辺医師会、枕崎市医師会で運営しています。

加世田労働基準監督署管内の２市５町（加世田市、枕崎市及び川辺町、知覧町、大浦町、笠沙町、坊津町で、人口は合計約９万２千人です。）の労働者50人未満の約870事業場の産業保健活動を支援しています。

以下事業内容、活動状況等について紹介いたします。

1　相談窓口での健康相談等

1)　毎月第１及び第３水曜日の午後２時から４時に加世田・川辺市郡医師会館で実施、第２及び第４水曜日の午後２時から４時に枕崎市医師会館で実施しています。

2)　実施状況

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
相談回数	36	46	45	46	47	43
相談件数	8	15	43	49	85	81

＊注:14年度は、15年2月末現在です。(以下同じ)

2　個別訪問による産業保健指導等

健診の事後措置に関する指導として、主として健康指導、生活指導を実施していますが、年度ごとの実施状況は次のとおりです。

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
実施回数	7	11	13	15	16	17
相談件数	62	138	189	183	198	227

3　産業保健情報提供

健康相談日の案内などについて、労働基準協会の協力を得て事業場に周知しています。またリーフレットや健康に関する小冊子等を作成し、事業場や、イベント会場、健康と福祉のつどい会場等で配布しているほか、認定産業医、労働衛生機関名簿の作成や、産業医の紹介を行っています。

4　説明会・講演会

労働安全・労働衛生週間等の説明会に出向き、本センター事業の周知及び説明を実施（５会場の参加人数295名）し、また講演会では、「過重労働による健康障害を防ぐために」と題して専門医による講演を実施しました。（参加者32名）

5　運営協議会

労働基準監督署、労働基準協会、商工会議所、商工会、各事業場の代表、労働団体の代表者及び各医師会を構成員として19名で年２回（６月、３月定例）開催し、事業計画、方針、活性化等を審議しています。

以上、当センターの活動状況について、述べましたが、今後の取り組みについて、鹿児島産業保健推進センター、鹿児島労働局、加世田労働基準監督署、鹿児島県労働基準協会加世田支部、各商工会議所、各商工会及び各医師会事務局の方々の暖かいご協力に感謝を申し上げ、地域産業保健センター事業をより多くの事業場に活用いただけるよう、その理解と推進に努めて参りたいと存じます。

地域産業保健センターをご利用ください

厚生労働省が郡市医師会に委託して、法的には産業医を選任する義務がない労働者数50人未満の事業場を対象に、健康相談・健康指導等の産業保健サービスを無料で事業者・従業員の皆様に提供します。

健康相談窓口の開設

- 健康診断の結果が気になる
- 健康のため、日頃どんなことに気をつけたらよいか
- 従業員の健康管理はどうすればよいか
- 最近、気分がすぐれない…などについて産業医・保健師などがアドバイスします

事業場の訪問

- 産業医などが事業場を訪問し、健康管理等のアドバイスを行います
- ご希望により、作業環境等の改善のためのアドバイスを行います

産業保健情報の提供

- 労働衛生機関や医師会などの情報を提供します

■お問い合せ先

地域センターの名称	所在地	監督署管轄別
鹿児島地域産業保健センター （コーディネーター：　茂幾　留果）	〒892-0846　鹿児島市加治屋町3－10（鹿児島市医師会内） TEL099-226-3737・FAX099-225-6099	鹿児島
北薩地域産業保健センター （コーディネーター：　馬場　康子）	〒895-0076　川内市大小路町70－26（川内市医師会内） TEL0996-23-4612・FAX0996-20-2647	川　内
鹿屋・肝属地域産業保健センター （コーディネーター：　森　ゆかり）	〒893-0064　鹿屋市西原3－7－39（鹿屋市医師会内） TEL0994-40-5441・FAX0994-40-5441	鹿　屋
姶良・大口伊佐地域産業保健センター （コーディネーター：　大窪　智美）	〒899-5106　姶良郡隼人町内山田1丁目6-62（姶良郡医師会内） TEL0995-42-1205・FAX0995-43-2044	加治木
南薩地域産業保健センター （コーディネーター：　丸野　優）	〒897-0001　加世田市村原913（加世田・川辺市郡医師会内） TEL0993-53-6062・FAX0993-53-6060	加世田
曽於地域産業保健センター （コーディネーター：　菅野　成子）	〒899-8212　曽於郡大隅町月野894（曽於郡医師会内） TEL0994-82-4893・FAX0994-82-4894	志布志
大島郡地域産業保健センター （コーディネーター：　吉田　英和）	〒894-0026　名瀬市港町15番1号（紬会館内） TEL0997-53-1993・FAX0997-53-6270	名　瀬

●詳細につきましては、最寄りの地域産業保健センターのコーディネーターへお問い合せ下さい。
●鹿児島地域産業保健センターにおきましては、休日・夜間の相談窓口も開設していますので、ご利用下さい。

行って来ました！　広島・長崎に

鹿屋・肝属地域産業保健センター
コーディネーター　森　ゆかり

私共のセンター活動が学会発表等で注目を受けたのでしょうか。それとも、私のバイタリティーが災い(?)したのでしょうか。この程、要請により広島と長崎の両産業保健推進センターのコーディネーター研修会において、「地域産業保健活動とコーディネーターの役割」について講演を行って参りました。

広島センターの研修会は、平成15年1月30日(木)に開催され、産業医20名、広島・島根両県のコーディネーター13名、広島産保推進センター所長他3名が参加されていました。

長崎センターの研修会は、平成15年2月3日(月)に、コーディネーター8名、長崎労働局・推進センター5名が参加して開催されました。

コーディネーターの方々は、両センターとも熟練男性の方々で、かなりの実績も上っており、(島根県の益田センターのみ女性)いまさら私が話すこともないと感じつつ、パワーポイントで鹿屋・肝属地域産業保健センター活動の取り組みにあたっての工夫と情熱や、医師会の協力によりセンターのスムーズな活性化が図られていることを報告しましたが、なかでも、健診実施機関とタイアップして、労働者の健康診断受診促進を図る「鹿屋方式」は、参加された産業医の先生方に注目されました。

両会場とも質問攻めにあいましが、何とか大役を果たし、美しい広島の夜景と長崎の幻想的なランタンに癒されました。(笑)

追記　鹿児島のコーディネーター7人の内、5人が女性であることは驚きだったようです。

とぴっくす

とぴっくす その1　第2回コーディネーター会議開催
―地域センター活性化に活発な意見交換―

平成14年度第2回の地域産業保健センターコーディネーター会議を、3月7日(金)に鹿児島産業保健推進センター会議室で開催しました。

会議には、7地域センター7名のコーディネーター、鹿児島労働局の松本賢治主任労働衛生専門官及び当センター所長、副所長が出席し、地域センターのＰＲや啓発、相談窓口の利用、訪問指導等についての情報交換や、活動結果の取りまとめ方などについて議論されました。

また、地域センターと推進センターとの連携やその認知度の向上策についても活発に意見交換がなされました。

質問に答える鹿児島労働局松本賢治主任労働衛生専門官(中央)

とびっくす その2 「第10次労働災害防止計画」の概要

労働災害防止計画は、昭和33年から9次にわたって策定され取組まれてきましたが、新たに平成15年4月から平成20年3月までの5カ年間、以下の4項目を計画の目標とした「第10次労働災害防止計画(10次防)」が取組まれます。

① 労働災害による死亡者数が年間1,500人を大きく下回ること。

② 計画期間中の労働災害の総件数を20%以上減少させること。

③ じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少と酸素欠乏症、一酸化炭素中毒の撲滅を図ること。

④ 過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の減少を図ること。

この「10次防」では、計画の目標にもあるように労働衛生(産業保健)面での対策に大きく踏み込んでおり、職業性疾病防止対策、化学物質による健康障害の防止対策に加え、近年社会問題化しているメンタルヘルス対策や、過重労働防止対策が示されたほか、職場での着実な健康確保対策等が掲げられています。

「10次防」の詳細については、鹿児島労働局安全衛生課、各労働基準監督署又は鹿児島産業保健推進センターにお問い合わせください。

とびっくす その3 じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部改正について

(厚生労働省令第2号、平成15年1月20日公布)

1 じん肺法施行規則第1条に規定されている**じん肺の合併症に、第6号として「原発性の肺がん」が加えられました。**

このため、原発性の肺がんと診断された者の肺機能検査等健康診断項目の免除(第8条第2号、第10条第2項)や、定期外健康診断(じん肺法第9条、じん肺法施行規則第11条第2項)に関する規定が改正されました。

また、「じん肺健康診断結果証明書」(様式第3号)等も改正され、**「喀痰細胞診」及び「らせんCT」による検査結果欄が追加**されました。

2 労働安全衛生規則第53条に規定されている**健康管理手帳の交付要件該当者として、「じん肺管理区分2」の者が加えられました。**

3 上記2の改正規定は公布日(平成15年1月20日)から、上記1の改正規定は平成15年4月1日から施行されます。

4 改正内容の詳細については、鹿児島労働局安全衛生課、各労働基準監督署又は鹿児島産業保健推進センターまでお問い合わせください。

とびっくす その4

第２回運営協議会開催
― 平成15年度事業計画等を承認 ―

鹿児島産業保健推進センターの平成１４年度第２回運営協議会を、米盛学県医師会長、森忠親県連合会長、菅唯志県労働基準協会長など運営委員９名と、今塩屋章鹿児島労働局労働基準部長などのオブザーバー４名の出席を得て、３月１１日に開催しました。

会議では、平成14年度の事業実施状況、平成15年度事業計画(案)等について協議が行われましたが、15年度事業計画については、以下の６項目を基本的な考え方として、各事業に取組んでいくことが承認されました。

① 関連機関との連携強化による産業保健情報の交換と協力の促進
② 県内の産業保健に関わる組織とマンパワーの育成・発展への協力
③ 広報・啓発活動による当センターの認知度の向上と利用勧奨の拡大
④ 産業保健研修に関するニーズに基づく適切な研修等の実施
⑤ 産業医・衛生管理者等に対する産業保健研修や事業主セミナー等における過重労働防止対策の周知・徹底
⑥ 地域産業保健センターと連携した小規模事業場の産業保健活動に関する支援などの実施

センターからの説明を受ける運営委員等の皆さん

とびっくす その5

久留一郎相談員に海上保安庁長官感謝状
― PTSDのケアで功績 ―

平成１３年１２月２２日、東シナ海で停船命令を無視した北朝鮮の工作船と、これを追跡・包囲した巡視船とで銃撃戦が行われ、３隻の巡視船が被弾し乗組員２名が負傷、工作船が沈没した大事件は、皆さんの記憶に新しいものと思います。

巡視船乗組員には、事件後、**「心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）」**がみられたことから、そのケアを鹿児島産業保健推進センターの久留一郎産業保健基幹相談員（カウンセリング担当：鹿児島大学教育学部教授）が担当しました。

久留相談員は、これまで、乗組員に対する定期的なカウンセリングや、スタッフへの専門的な助言指導などにより、ＰＴＳＤの予防と緩和に取組んできましたが、その功績に対し3月17日に海上保安庁長官から感謝状が授与されたものです。

なお、この事件については、3月14日に工作船乗組員10名（全員死亡）が書類送検されています。

感謝状を受ける久留一郎相談員（第十管区海上保安本部）

とびっくす その6

産業保健相談員等20名が出席
ー第4回産業保健相談員会議を開催ー

鹿児島産業保健推進センターの平成14年度第4回産業保健相談員会議を、基幹相談員7名、特別相談員8名、地域担当相談員3名及びオブザーバー2名の出席を得て、2月14日にアイムホールで開催しました。

会議では、平成14年度事業実施状況の説明や平成15年度事業計画(案)等について討論がなされました。

また、会議の分科会である「研修・相談委員会」の瀬戸山史郎委員長から、「研修の時間外、あるいは地方での開催希望があるので対応を考えたい。産業保健研修手帳制度の普及を図っていきたい。」との報告と、「広報・編集委員会」の橋口良紘委員長から、「さんぽ鹿児島の見出しの工夫や、読み易く平易な内容に編集することを心掛けている。HPの充実や電子メールによる情報発信も考慮している。」ことなどが報告されました。

この他、広報・啓発活動の展開や地域センターとの連携等について、積極的に議論されました。

なお、この日に、鹿児島労働局、鹿児島県医師会及び霧島温泉労災病院とセンターとの第4回連絡会議を開催し、四者の情報交換を行いました。

相談員会議で説明を行う松下敏夫所長

とびっくす その7

分煙化推進に関するガイドラインを策定
ー鹿児島市健康づくり推進市民会議ー

市民会議では、非喫煙者を受動喫煙の害から守るために、分煙区分や効果的な分煙の方法などをまとめた「分煙化推進に関するガイドライン」を策定しました。

この中では、効果的な分煙の方法として、「喫煙コーナーの設置」や「空気清浄機の設置」などが示されていますが、喫煙コーナーは、カーテン、垂れ幕などで煙の拡散防止を図ることやパーテーションなどでの区画が必要であり、空気清浄機の使用では、吸い込み口から40cm以内で喫煙するなどの注意が必要とされています。

なお、いずれの場合も換気扇などの排気装置の併用が必要とされています。

本ガイドラインの詳細については、市民会議事務局(鹿児島市役所健康づくり推進課内:電話216－1492)にお問い合わせください。

皆さんのご相談や研修依頼等を
お待ちしております。

鹿児島産業保健推進センターの専門相談員名簿

（平成14年12月1日現在）

	担当分野	氏名	専門分野等	所属・職名・経歴等	相談日
基幹相談員	産業医学	橋口良紘	健康管理 外科・超音波検査	鹿児島労働衛生センター所長 労働衛生コンサルタント	第1・3・5 金曜日
		瀬戸山史郎	内科（糖尿病・消化器病） 健康管理（生活習慣病）	鹿児島県民総合保健センター所長 鹿児島県医師会産業保健担当理事	第2・4 木曜日
		竹内亨	衛生学 環境医学 健康医学	鹿児島大学医学部教授	第2・4 金曜日
	労働衛生工学	鮫島清武	作業環境改善 職場快適化対策 局所排気装置設計管理・改善	労働安全衛生コンサルタント 労働衛生コンサルタント 第一種作業環境測定士	第2・4 水曜日
		林和幸	作業環境管理 有害化学物質等環境改善	作業環境測定林測定事業所代表 第一種作業環境測定士 作業環境測定インストラクター	第1・3・5 木曜日
	メンタルヘルス	大迫政智	臨床精神医学 臨床心身医学 メンタルヘルス・カウンセリング	メンタルヘルスかごしま中央クリニック院長	第1・3・5 水曜日
		寿幸治	臨床精神医学	慈愛会谷山病院副院長 精神保健指定医	第2・4 火曜日
	カウンセリング	久留一郎	治療心理学 精神療法	鹿児島大学教育学部教授	第2・4 木曜日
	保健指導	尾上佳代子	地域看護・産業看護 地域歯科保健 高齢者保健医療システム	鹿児島大学医学部保健学科助教授 （地域看護学）	第2・4 月曜日
	労働衛生関係法令	池田綏	労働安全衛生法 労働災害防止指導	元鹿児島労働基準監督署 署長 鹿児島労働局総合労働相談員	第1・3・5 月曜日

※ 産業保健基幹相談員は、毎月上記担当日に鹿児島産業保健推進センターにおいて産業保健に関するそれぞれの専門分野に係る各種相談業務に応じる他、産業保健セミナー・研修等及び産業保健に関する講演等を行います。

	担当分野	氏　名	専門分野等	所属・職名・経歴等
特別相談員	産業医学	草野　健	消化器内科 予防医学	鹿児島県厚生農協連健康管理センター副所長 労働衛生コンサルタント
		鏡　輝雄	母性健康管理 産婦人科	霧島温泉労災病院院長 熊本労災看護学校校長
		大重勝弘	内科（消化器系）・産業保健 健康診断・健康管理	指宿浩然会病院院長 労働衛生コンサルタント
		青山公治	産業医学・環境医学 （産業中毒・職業性アレルギー）	鹿児島大学医学部衛生学講座講師
		美坂幸治	内科系スポーツ医学 健康管理学・職業病	鹿児島大学名誉教授・労働衛生コンサルタント スポーツドクター・健康科学アドバイザー
		松下幸誠	産業歯科 口腔保健	松下歯科医院副院長 労働衛生コンサルタント
		大山　勝	耳鼻咽喉科 神経耳科	鹿児島大学名誉教授 大島郡医師会病院名誉院長
		牧野正興	胸部X線診断 放射線治療	国立病院九州循環器病センター放射線科医長
	メンタルヘルス	冨永秀文	地域精神保健	鹿児島県保健福祉部精神保健福祉センター所長
		竹元隆洋	精神保健・医療 内観療法 （うつ病・アルコール依存症など）	指宿竹元病院院長 鹿児島県医師会副会長 日本内観学会会長
		野添新一	心身医学 行動医学	鹿児島大学医学部心身医療科教授 心身医学認定指導医
		山中隆夫	心身医学（喘息・うつ・摂食障害など） スポーツ医学	鹿屋体育大学教授（健康教育学） 心身医学認定指導医
		佐野　輝	精神医学全般	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科 社会・行動医学講座精神機能病学領域教授
	カウンセリング	山喜高秀	治療心理学	鹿児島自然学園副園長

※ 産業保健**特別**相談員は、基幹相談員での対応が困難な「産業医学」、「労働衛生工学」、「メンタルヘルス」、「カウンセリング」、及び「保健指導」に係る特別な項目ないし分野についての相談や、産業保健セミナー・研修等の講師や、産業保健に関する講演等の業務を行ってもらう**臨機対応型**の相談員です。

	担当分野	氏　名	専門分野等	所属・職名・経歴等
地域担当相談員	産業医学	有馬　桂	内科（消化器科）	有馬内科クリニック院長 鹿児島市医師会副会長 （鹿児島地域産業保健センター）
		川原裕一	整形外科	川原病院院長　　川内市医師会副会長 （北薩地域産業保健センター）
		前田稔廣	内科 産業保健 健康管理・健康診断	前田内科院長 鹿屋市医師会理事 （鹿屋・肝属地域産業保健センター）
		徳重順治	一般内科 消化器病分野	徳重医院院長 姶良郡医師会理事 （姶良・大口伊佐地域産業保健センター）
		友松博美	内科 循環器科	友松内科クリニック院長 労働衛生コンサルタント （南薩地域産業保健センター）
		吉元和浩	外科 産業保健 健康管理・健康診断	高原病院副院長 労働衛生コンサルタント （曽於地域産業保健センター）
		西瀬戸紀征	外科　内科　胃腸科	西瀬戸医院院長　　大島郡医師会会長 （大島郡地域産業保健センター）

※ 産業保健**地域担当**相談員は、県内各地域における産業保健活動に対するサービスの一層の充実を図るため、
① 地域での産業保健相談業務に臨機に対応すること ② 地域産業保健センターと鹿児島 産業保健推進センターとの相互協力及び連絡調整を図りやすくすること ③ 基幹、特別相談員の業 務を補完することを主な目的とした相談員です。

平成14年度の産業保健研修・セミナー開催状況
－ 50回の開催で延べ824人が受講 －

鹿児島産業保健推進センターが開催した平成14年4月1日から平成15年3月15日までの産業保健研修・セミナーは、50回を数え、産業医、保健師、看護師及び衛生管理者等延べ824人が受講しています。

また、平成14年10月1日から産業医以外の受講者に対して交付している「産業保健研修手帳」は、556部を数えています。

そして、既に「産業保健研修受講10回」を記録した保健師の方が誕生しています。鹿児島産業保健推進センターでは、近く、この方の申請に基づき「第3級受講記録証（銅賞）」（第1号）を授与することにしています。

なお、この研修手帳に関る協賛団体として、従来の鹿児島県労働基準協会、鹿児島県医師会、鹿児島県衛生管理者協議会、かごしま産業看護研究会の4団体のほか、本年4月1日から、鹿児島県看護協会と日本産業カウンセラー協会九州支部鹿児島事務所の2団体が参加することになりました。

「職場のメンタルヘルス研修会」(15・3・8：鹿児島県看護会館）の模様
（壇上左は、鶴　紀子宮崎医科大学教授、右は松下敏夫所長）

当センターにおける研修・セミナーの予定（平成15年4月～平成15年7月）

（#印：当センター相談員）

予定日時	対象者	テーマ	定員	講師
4月10日(木)午後2時～	A	セクハラの被害者と加害者のケア(Ⅱ)	20名	久留 一郎#（鹿児島大学教育学部 教授）
16日(水)午後2時～	B／A	職場のメンタルヘルス(Ⅱ)	20名	大迫 政智#（メンタルヘルスかごしま中央クリニック 院長）
17日(木)午後2時～	B／A	リスクアセスメント　概論	20名	林　和幸#（作業環境林測定事業所 所長）
21日(月)午後2時～	B／A	最近の労働衛生行政の動向及び関係法令等の解釈(Ⅰ)	20名	池田　綏#（元鹿児島労働基準監督署 署長）
5月12日(月)午後2時～	C／D	産業保健指導の事例検討	20名	尾上 佳代子#（鹿児島大学医学部保健学科 助教授）
14日(水)午後2時～	B／A	作業環境測定実地研修(Ⅱ)	20名	鮫島 清武#（日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部事務局長）
16日(金)午後2時～	B／A	職場におけるメンタルヘルスの進め方(Ⅱ)	20名	橋口 良紘#（鹿児島労働衛生センター　所長）
23日(金)午後2時～	B／A	化学物質の毒性評価	20名	竹内　亨#（鹿児島大学医学部衛生学講座 教授）
6月12日(木)午後2時～	B／A	生活習慣病と日常生活の管理	20名	瀬戸山 史郎#（鹿児島県民総合保健センター　所長）
18日(水)午後2時～	B／A	職場のメンタルヘルス（Ⅲ）	20名	大迫 政智#（メンタルヘルスかごしま中央クリニック 院長）
19日(木)午後2時～	B／A	リスクアセスメント	20名	林　和幸#（作業環境林測定事業所 所長）
26日(木)午後2時～	B／A	シックハウス症候群と事務所衛生管理	20名	松下 敏夫（当センター　所長）
7月7日(月)午後2時～	B／A	最近の労働衛生行政の動向及び関係法令等の解釈(Ⅱ)	20名	池田　綏#（元鹿児島労働基準監督署 署長）
10日(木)午後2時～	A	働く人のメンタルヘルス相談のイロハ	20名	久留 一郎#（鹿児島大学教育学部 教授）
23日(水)午後2時～	B／A	作業環境測定実地研修(Ⅲ)	20名	鮫島 清武#（日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部事務局長）

《研修対象者の分類》

A：参加者の職種は、特に問わない。　　B：産業医（産業歯科医）
C：保健師・看護師・産業カウンセラー等　　D：労務・衛生管理者等

《申し込み先等》

1．産業医研修（日医認定産業医制度）及びその申し込みは、鹿児島県医師会地域保健課（電話：０９９－２５４－８１２１）へお問い合わせ下さい。
2．産業医以外の方は、当センターへ、研修希望日及びテーマ・事業所名・受講者名・職名・電話番号をご記入の上、ＦＡＸ等でお申し込み下さい。定員になり次第、締切らせて頂きます。
3．受講料は、いずれも無料です。
4．上記の予定は、変更する場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

ただ今 募集中!!

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のご案内

健康はみんなの願い!!共同で選任しよう産業医

申請要件

①2以上の小規模事業場の事業者が共同して産業医の要件を備えた医師を選任することにより応募できます。

●企業規模にかかわりなく、常時使用する労働者数（労働保険概算・確定保険料申告書等による助成金申請の前年度の1カ月平均使用労働者数とします）が50人未満の事業場をいいます。

②以前に本助成金を受給したことがないこと。

助成金の申請時期

毎年度4月から5月末までです。

助成金額及び支給期間

助成金は、1事業年度につき1事業場あたり表のとおりで、事業場の規模に応じて支給します。支給期間は、3カ年度です。2年度目、3年度目についても継続のための支給申請が必要です。

■助成金の区分と助成額

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の区分	助成額
30人以上50人未満の事業場	83,400円
10人以上30人未満の事業場	67,400円
10人未満の事業場	55,400円

（注）共同選任医師を選任するのに要した費用の額が上記の額を下回る場合は、その医師を選任するのに要した費用の額を支給します。

申請に必要な書類

①様式1号　産業保健活動助成金支給・変更申請書
②様式2号　産業保健活動推進計画書
③共同選任医師との契約書の写
④産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類の写
⑤申請年度の労働保険概算・確定保険料申告書の写等
（労働保険番号、労働者数の記載があるものに限ります）

申請先

都道府県産業保健推進センター（産業保健推進センターが設置されていない県は、労働福祉事業団）へ助成金の支給申請を行います。
（原則として代表事業者は、集団を構成する事業場の申請書をとりまとめて提出していただきますようお願い致します）

助成金の支給

労働福祉事業団は、申請に基づき審査を行い、集団を構成する事業場ごとに助成金の支給額を決定し通知するとともに、銀行振込により助成金を支給します。

自発的健康診断受診支援助成金のご案内

深夜業に従事する皆様へ

ご存じですか？**健康診断費の3/4**が国から助成されます。

仕事が一生懸命がんばれるのは、元気な身体があってこそ。
深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。
疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

こんな時に、こんな方に、助成金はご利用いただけます。

支給対象者

深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時にかかる方も含まれます。

① 常時使用される労働者

② 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（過去6ヶ月で合計24回以上）深夜業務に従事した方

助成金額

健康診断に要した費用（消費税も含む）の3/4に相当する額

上限 **7,500円**

＊自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。
＊人間ドックにもご利用できます。
＊助成は、各年度につき1回に限ります。
＊労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。

思うこと

産業保健基幹相談員(メンタルヘルス担当)　大迫　政智

某月某日。若いころからの肩こり症である。時に頭痛、吐き気、眩暈も稀ではなかった。原因は運転、筆圧強く書くせい、そんな風に考えていた。学生時代のノート以来、万年筆で書くように心がけているが治らなかった。

厄年近く、追突されること数回、挙げ句に突発性難聴で入院する羽目になった。ただ横になってばかりのある日ふと気づいた。

趣味を失っている！ 身体を動かしていない！ 原因はストレスなのだ！

退院して数日、一念発起スイミングスクールに入った。以来、泳ぎは大切な趣味である。

重症の肩こりは減った。

(メンタルヘルスかごしま中央クリニック院長)

編　集　後　記

４月です。桜も咲きました。花見も楽しまれたことと思います。

４月は、新入社や人事異動の時期でもあります。各事業所では、新入社員に対する業務研修は必ず実施されていると思いますが、「雇入時の健康診断」や「安全衛生教育」はお済みでしょうか。異動に伴う作業内容の変更についての安全衛生教育も行わなければいけません。健康診断結果に基づく健康指導も必要です。鹿児島産業保健推進センターがお手伝いいたします。

ところで、今号では、ガス中毒事例や呼吸用保護具の装着テストに係る実地相談の模様を紹介しました。作業者の健康障害防止のためには、作業の内容に応じた保護具の装着が必要ですが、このような保護具は、平和な産業活動の場においてのみ使用してほしいものです。

(副所長　堤　博志)

発行年月日　平成15年４月１日発行
発　　行　労働福祉事業団　鹿児島産業保健推進センター
発行責任者　所長　松下 敏夫
所 在 地　〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル6F
●ホームページアドレス　http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo46/
TEL.099-223-8100 FAX.099-223-7100